

速報版暫定日本語仮訳*

公開 2022年6月26日

修正 2022年6月28日

修正 2022年7月17日

修正 2022年7月22日

ウィーン行動計画（案）

核兵器禁止条約第1回締約国会合

TPNW/MSP/2022/CRP.7

2022年6月22日

1. この行動計画は、2022年6月21日から23日にかけてオーストリアのウィーンで開催された核兵器禁止条約第1回締約国会合（1MSP）において、締約国により採択されたものである。

2. この行動計画の目的は、1MSP以降、TPNWとその目的と目標を効果的かつ時宜を得て実施することを促進することにある。この計画は、具体的な手順と行動を定め、役割と責任について詳しく述べている。これらの行動は、締約国やその他の関係者が条約の実質的な実施に当たって指針となるよう設計され、締約国がその義務を果たし、締約国やその他の関係者間の協力精神のもとに条約の目的と目標を推進することを支援する。

3. TPNWの実施と普遍化は、核兵器のない世界を実現し、核兵器が人々や環境にもたらす害悪（harm）に対処するために不可欠である。

4. 以下の行動により、締約国は条約の実施を導くための枠組みを確立し、条約のさまざまな条項にわたる協力と実施のさらなる分野を発展させるためのプロセスを開始する。ウィーン行動計画は、条約の実施と普遍化を支援するため、締約国が、会期間、主として第2回締約国会議の準備のためにとる行動のみならず、それ以降に行う行動についても詳述している。

I. 普遍性（第12条）

5. TPNWの第12条は、締約国に対し、「全ての国によるこの条約への普遍的な参加を目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する」ことを求めている。

6. 現在、条約に参加していない国の状況や立場はさまざまである。そうした国には、すでに非核兵器地帯を遵守している国や同等の国内法を整備している国、核不拡散条約（NPT）締約国で核兵器を保有していない国、核配備国や核武装国を含む、現在、自国の安全保障を核兵器に依存している国がある。第 12 条に規定されている普遍化義務を履行するためには、これらの違いを考慮する必要がある。したがって、普遍化の努力は、署名と批准の拡大を通じて、また、核兵器固有の危険性と壊滅的な人道上の結末から核兵器の完全廃絶という根本的な理由を普及することを含め、広く理解されるものでなければならない。普遍化は、国際政治における条約の中核的規範と原則の権威を最大限に高めるための戦略として機能するはずである。この目的のために、

締約国は、次のことを決意する。

行動 1：普遍化の努力を締約国の優先事項とする。これらの努力は、署名と批准の数を増やすことに焦点を当てるべきである。また、核兵器固有の危険性と壊滅的な人道上の結末に対する懸念や、軍縮と国際平和と安全に対する条約の効果的貢献といった、条約の規範、価値、基本的な主張の促進に積極的に関与する。

行動 2：まだ批准していないすべての国に対し、できるだけ早く条約に署名し批准するよう呼びかける。

行動 3：行政および外交的な手段やアウトリーチ訪問を通じて、それぞれまたは TPNW 支持者のグループで、非締約国の首都や、地域的またはその他の関連組織を訪問し、条約の価値と署名・批准の政治的、法的、実際的重要性を強調することを含め、普遍化を推進する。

行動 4：条約への参加を促進するために、さらなる情報が必要となる可能性のある分野を探り、これらのギャップを埋めるための選択肢を検討する。

行動 5：最良の実践例（best practices）を共有し、例えばワークショップやセミナーなどの能力開発（capacity building）活動を通じて、TPNW の規定を詳細に説明し、条約を実施するために締約国となることが期待される国が行わなければならない手順を明確にするための技術支援を提供する。そのために、締約国は、実行可能な限り、既存の地域および多国間枠組みを活用するよう努力する。

行動 6：第 12 条の実施を促進するために国内の連携窓口（national contact points）を 60 日以内に任命する。

行動 7：国際会議、地域のワークショップやセミナーや TPNW の理由を促進するための研究や出版の委託を通じて、条約に対する認識を高める。

行動 8：条約を支持する積極的な一歩として、国連総会での関連決議に賛成する国の数

を増やすためにあらゆる努力をする。

行動 9：政治レベルにおける、地域共同または地域横断による声明、国連の軍縮機関の組織を含むすべての関連フォーラムによる決議を含め、声明で TPNW の重要性を強調する。

行動 10：核兵器の人道上の結末、核兵器に伴う危険性、核兵器の使用と使用の威嚇、核抑止の実践に関する法的・倫理的問題を強調する。

行動 11：条約の目的を推進し、条約の遵守を促進するために、条約の非締約国で影響を受ける国々と協力する。

行動 12：当面、核兵器と核抑止力に固執する国々との対話の機会を提供し、条約の基本的な根拠と核兵器がもたらす人道上の結末とその固有の危険性（risks）を強調し、TPNW に関する懸念や批判に関わる際には事実に基づくアプローチを追求することで、特にこれらの国々を巻き込む。

行動 13：すべての関連するパートナーの関与と積極的な協力を奨励および支援し、可能な限り、国内の批准プロセスを促進するためにこれらの普遍化努力を調整する。これらのパートナーには、国連および国連事務総長、国連平和軍縮地域センター、その他の国際的な機関および組織、赤十字国際委員会（ICRC）、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）、その他の非政府組織、および国会議員や関心を持つ市民が含まれる。

行動 14：締約国会合または再検討会議への報告、普遍化に関する非公式連携グループ（informal contact group）への情報更新、または他の適切な手段を通じて、TPNW における普遍化の活動に関する情報を共有する。

II. 核兵器の全廃に向けて（第 4 条）

7. TPNW の第 4 条は、この法的文書を軍縮条約として、またより広範な軍縮法の構造の一部として確立する基本的な原則の 1 つである。軍縮の目標を達成するために、TPNW は特定の交渉と検証を任務とする権限のある国際的な当局（competent international authority or authorities）を指定することを想定している。これは、TPNW の交渉担当者が、第 4 条の実施は実質的な努力であり、考慮された全体的な方法で行われるべきであるという認識を反映したものである。

8. 1MPS による権限のある国際的な当局の指定や、第 1 条が適用される締約国の条約発効による権限のある国際的な当局の指定は要求されていない。第 4 条 1 項または第 4 条 2 項が適用される締約国については、1MPS までに、または条約の発効までに権限のある国際的

な当局を指定する要件は存在しない。条約の実施の初期段階においては、締約国および関連する科学的・技術的インプットのもとで、そのようなメカニズムの開発についてさらなる検討と作業を行うことが、これらの条項の実施に向けた最も実質的かつ有意義な方法である。この目的のために、

締約国は、次のことを決意する。

行動 15：締約国の一般的義務から権限のある国際的な当局の特定のマンデートに至るまで、権限のある国際的な当局に関連する事項について首尾一貫したアプローチを開発し、権限のある国際的な当局の指定のための指針を示すため、会期間にさらなる議論を行う。

行動 16：権限のある国際的な当局の指定に関して、90 日以内に国内の連携先（national contact points）を指定する。

行動 17：会期間に、核武装国が所有、保有または管理する核兵器またはその他の核爆発装置を廃棄するためのこの条約の第 4 条 2 項、および核配備国からそのような兵器または装置を撤去するためのこの条約の第 4 条 4 項に関する延長要請の特定の要件について詳述する。この会期間のプロセスは、科学諮問グループからの助言および関連する国際技術機関からの情報に基づき、あるいは情報を提供されるべきものである。

行動 18：検証は、それ自体が目的ではなく、核軍縮の代わりでもなく、軍縮の進展を積極的に促進するものであることを認識しつつ、核軍縮の検証に関する進展を促進し支援するために最善の努力を払う。

III. 被害者援助および環境修復、国際的な協力および援助（第 6 条、第 7 条）

9. TPNW の積極的義務は、条約の人道的目標の中心をなすものである。これらの義務は、過去の核兵器の使用や実験による被害と、その結果もたらされる汚染による現在および将来の被害への対処を目的としている。第 6 条および第 7 条は、他の人道的軍縮条約における同様の規定を参考に行っているが、この種の規定は核兵器の条約では初めてのものである。これらの条項は、核兵器による人的および環境的影響に対処し、影響を受ける締約国に対し、条約の実施を促進するための技術的、物質的、財政的支援を提供することを目的としている。この目的のために、

締約国は、次のことを決意する。

行動 19：第 6 条および第 7 条の効果的かつ持続可能な実施を進めるために、国際機関、市民社会、影響を受けるコミュニティ（affected communities）、先住民、青年を含む関

連する利害関係者(stakeholders)と関わり、協働する。特に、被害者援助と環境修復のプロセスのすべての段階において、影響を受けるコミュニティと緊密に協議し、積極的に関与し、情報を発信していく。

行動 20：核兵器やその他の核爆発装置の使用や実験を行った条約の非締約国との間で、被害者援助や環境修復を目的とした被災国への援助提供について、情報交換を行う。

行動 21：遅くとも 1MSP の 3 カ月後までに、第 6 条および第 7 条に関する国内の焦点 (focal point) を、協議のための適切な連携先とともに設置する。

行動 22：適切な場合には、第 6 条および第 7 条に関する関連する国内法および政策を採択または適用し、実施する。

行動 23：影響を受ける締約国が条約の被害者援助および環境修復条項を実施するために必要とする国際協力ならびに技術的、物質的、および財政的援助の提供を促進するためのメカニズムを、必要に応じて調整し開発する。メカニズムは、第 6 条の実施のどの段階においても生じうるニーズと援助の申し出とを一致させるべきである。

行動 24：国連システム、関連する国際的な、地域的なもしくは国の組織または機関、関連する非政府組織または機関、もしくは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国の赤十字社および赤新月社と協力し、その実施枠組みの策定において、適宜、二国間でも協力する。

行動 25：すべての被害者援助および環境修復、ならびに国際協力および援助活動を、特に利用可能性 (accessibility)、包括性 (inclusivity)、非差別、透明性の原則に則り、影響を受けるコミュニティと協調して実施し、核兵器の使用と実験が女性や少女、先住民に不釣り合いな影響を与えることに配慮して、年齢と性別に配慮した形で被害者援助を提供する。

行動 26：特に新しい情報の出現や状況の進展に応じて、第 6 条および第 7 条の実施と同様に実施の枠組みを定期的に見直し、適切な場合には他の条約体制における積極的義務のための実施措置からの教訓を活用する。

行動 27：第 6 条および第 7 条の実施のための情報交換の重要性を認識する。この目的のために、影響を受ける国と協議し、その必要性 (needs) と制約を念頭に置きながら、締約国は、被害者援助および環境修復、ならびに国際協力および援助に関連する国家措置について、自主的に報告するためのガイドラインを、適宜、期限を含めて作成する。これらのガイドラインの策定において、締約国は、国際機関、市民社会、影響を受けるコミュニティ、先住民、および青年を含む関連する利害関係者の意見を活用する。

行動 28：他の軍縮条約に基づく報告の実践例を考慮し、関係国と緊密に協力して、第 2 回

締約国会合前の会期間に報告するための、任意かつ負担にならない形式を開発することを検討する。影響を受ける締約国については、自国の領土における核兵器の影響、条約の被害者援助および環境修復義務の履行状況、外部支援を必要とする可能性のある場所などを報告することができる。他の締約国は、どのような国際協力や援助を行ったか、また第 6 条および第 7 条の目的を支援するために締約国以外の国への働きかけについて報告することができる。

行動 29：核兵器の使用や実験によって影響を受けた国のための国際信託基金を設立することの実現可能性を議論し、そのような信託基金に関連する前例を考慮して、可能なガイドラインを提案する。このような基金の目的は、特に、生存者を援助するための支援を提供し、環境修復に向けた措置を支援することであるだろう。

核兵器の使用または実験の影響を受ける締約国は、次のことを決意する。

行動 30：自国の管轄下または管理下にある領域に関して、特に被害者のニーズや環境汚染、それらに対処する国の能力など、核兵器の使用や核実験の影響を評価する。初期評価は、現在進行中および予想される影響、ならびに現在およびこれまでに計画された対応に関する既存の知識を収集し、どのような追加情報が必要かを判断することに重点を置くことができる。これらの初期評価は第 2 回締約国会合までに完了させ、共有されるべきである。

行動 31：被害者援助および環境修復の義務遂行のため、予算および時間枠を含む国家計画を策定する。このような計画は、効率を高めるために既存の枠組みに統合することができ、影響を受ける締約国の負担を軽減するために必要な場合には国際協力と援助が提供されなければならない。影響を受けた締約国は、その進捗状況を第 2 回締約国会合と共有すべきである。

そのようなことをする立場にある締約国は、次のことを決意する。

行動 32：この条約の実施を促進するため、核兵器の使用または実験の影響を受けた締約国に対し、資源の動員ならびに技術的、物質的、および財政的援助の提供に貢献することにより、外部支援の必要性が明らかに示された締約国を援助する第 7 条 3 項の義務に基づき行動する。

IV. TPNW を効果的に実施するための科学的・技術的助言の制度化

10. 核兵器の人的影響に関する知識をさらに充実させ、核兵器のリスクに関する理解を共有するとともに、第 4 条の実施のための技術的ガイダンスが、条約の効果的な実施を確保するために重要である。科学諮問グループ (SAG) の設立は、締約国が条約を実施する際

に援助し、実施プロセスの信頼性を強化することを目的としている。この目的のために、
締約国は、次のことを決意する。

行動 33：TPNW の実施に関連する特定の科学分野における専門性に基づき、関連機関や
大学で活動する、核軍縮および不拡散、ならびに/または核兵器に伴う人道上の影響と
リスク、必要な人道的対応の分野において可能な限り広く選ばれた認定専門家の任命
を通じてなど、SAG の作業を支援する。

行動 34：第 2 回締約国会合によって TPNW 締約国の科学技術専門家および機関を特定
し、参加させ、SAG を通じて、目標および TPNW を支援するための地理的に多様で性
別のバランスのとれた専門家のネットワークを確立する。

V. TPNW と核軍縮・不拡散体制との関係

11. TPNW は独立した法的拘束力のある制度であるが、豊かで多様な軍縮と不拡散の仕組
みの上に立ち、それに貢献し補完する (contributes to and complements) ものである。特定
の軍縮条約、特に NPT との補完性を強調するために、

締約国は、次のことを決意する。

行動 35：NPT 準備会合および再検討会議、ならびに関連する多国間の核軍縮関連イニシ
アティブおよびグループを含む適切な機会において、既存の軍縮および不拡散体制と
TPNW の補完性を強調する。

行動 36：会期間に TPNW と NPT の間で可能な具体的協力分野をさらに検討し明確にす
るための非公式進行役 (informal facilitator) を任命し、その努力に対する支援を提供す
る。

行動 37：IAEA および CTBTO などの他の国際機関と協力し、核保障措置や検証の分野を
含む協力を強化する。このような協力は、TPNW、NPT、および CTBT の間の補完性を
強化すべきである。

行動 38：TPNW と非核兵器地帯条約を含む既存の軍縮と不拡散体制との間の補完性を強
調するため、政府間のみならず市民社会、学術界、国会議員、および青年組織を含む一
般市民の意識を高める働きかけの取り組み (outreach projects) に引き続き協力する。

VI. その他条約の目的を達成するために不可欠な事項

条約の実施における利害関係者間の包括性と協力の原則

締約国は、次のことを決意する。

行動 39：条約で確立された協力、包括性、および透明性の精神に則り、条約の実施全体にジェンダーへの配慮を取り入れる。

行動 40：国連、赤十字国際委員会、核兵器廃絶国際キャンペーン、学者、被害者コミュニティ、およびその他の市民社会組織と緊密に協力する。

行動 41：関連する利害関係者の積極的な参加を促進し、影響を受けるコミュニティの人々や先住民のさまざまな必要性を考慮し、すべての締約国による強力な当事者意識を確保する。

行動 42：条約の会合に広く参加するための取り組み（initiatives）に自発的に貢献する。

条約の目的達成のために不可欠なその他の事項

12. TPNW の初期段階における要件および利用可能な資源を考慮した会期間構造を確立するための 1MSP での決定により、条約の効果的な機能と完全な実施が強化される。

締約国は、次のことを決意する。

行動 43：締約国会合間における活動の調整において、調整委員会（Coordinating Committee）および非公式作業部会（informal working groups）の努力を支援する。

行動 44：締約国会合を支援する国連の貴重な役割を引き続き再確認する。

行動 45：この条約、および TPNW 締約国が当事国である軍縮に関する他の関連条約や国際人道法、人権条約との相乗効果を高め、活用する。

透明性と情報交換

締約国は、次のことを決意する。

行動 46：第 2 条に基づく初期宣言を遅滞なく提供する義務を果たす。

TPNW のジェンダー規定の実施

13. 締約国は、条約の実施を進めるにあたり、条約のジェンダー関連規定を振り返り、それらを運用するための具体的な実施行動を検討する必要がある。この目的のために、

締約国は、次のことを決意する。

行動 47：TPNW のジェンダー対応性を強調し、TPNW 関連のすべての国家政策、プログラム、プロジェクトにおいてジェンダーへの配慮がなされるよう勧告する。

行動 48：会期間に、条約のジェンダー条項の実施を支援し、第 2 回締約国会合に進捗状況を報告するために活動するジェンダー焦点（Gender Focal Point）を設置する。

行動 49：会期間に、他の人道的軍縮条約における関連アプローチを考慮に入れ、年齢と性別に配慮した被害者援助を確保するためのガイドラインを作成するための作業を開始する。

行動 50：会期間に、他の人道的軍縮条約における関連アプローチを考慮しながら、国際協力および援助におけるジェンダーの視点の統合のためのガイドラインを作成する作業を開始する。

注* 速報性を重視するため「速報版暫定日本語仮訳」とし、今後、必要な修正を加えることがある。

仮訳は、河合公明（核兵器廃絶日本 NGO 連絡会幹事/長崎大学大学院博士課程）、小倉康久（明治大学法学部講師、博士（法学））による。